

オオクチバス漁業権をなくしていくロードマップ公表までと今後について

半沢 裕子

(全国ブラックバス防除市民ネットワーク)

外来生物法 18 年後に動いたブラックバス漁業権

2023 年度は漁業権免許切替の年で、河川湖沼の漁業権である第五種共同漁業権の免許についても切替が行われた。これに先立ち、全国ブラックバス防除市民ネットワーク（ノーバスネット）は、神奈川県芦ノ湖と山梨県河口湖・西湖・山中湖の 4 湖に免許されてきたオオクチバス漁業権の切替を行わないよう、各方面に訴える活動を 2020 年度から行って来た。結論を言えば、4 湖のオオクチバス漁業権免許は切替になり、10 年間の継続が決まった。

しかし、今回の切替に関して、山梨県においてこれまでと違う大きな進展があったことはご存じの方も多いただろう。これまでも、いずれはなくしていく方向で魚種転換などをはかるよう当該漁協に呼び掛けてきた山梨県だが、今回は具体的なロードマップを各漁協に提出してもらい、毎年県と内水面漁場管理委員会がチェックしていくことが明記されたのである。

オオクチバス漁業権を含む山梨県の漁場計画案に対しては、8 月 2 日の内水面漁場管理委員会で、知事の諮問に対し「異存なし」との結論が出され、8 月 28 日に「内水面漁場計画について」という文書が公示された。そこには同委員会の答申も含まれ、その文中には「今後、早期にオオクチバスの漁業権をなくしていくため、放流量の削減、代替魚種を活用した漁協経営の改善、オオクチバスによる収入が漁協経営に与える影響の明確化など、オオクチバスに頼らない漁場管理をなお一層進める必要があることから、取り組むべき内容を定めたロードマップ（別添）を公表したうえで、取り組みを実施すべきものと考えます。また、毎年、関係漁協、県及び当委員会により、ロードマップの実施状況の検証と修正を行うことを求めます」と書かれている。

また、この意見を受けて県は「オオクチバス漁業権への対応」という一文を掲載しているが、そこには「オオクチバス漁業権免許は好ましくないとの考えを基本方針とし、オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップを作成公表し、取り組みを実施していく事とする」と明記されている。そして、これらの文言と併せてロードマップが公表されている。

ロードマップには各漁協の放流量減量の目標値なども示されているが、特筆すべき点は西湖が免許期間中の免許返上、山中湖が次回切替時の返上を目指すことと、西湖においては県が関係者（県・町・漁協等）による協議会を開催し、免許返上について毎年協議することだろう。このような具体的なロードマップが外来生物法施行 18 年後に明確に示されたことは、オオクチバス漁業権をなくすよう求めてきた私たちにとってうれしい驚きだった。

外来生物法だけでは止められていない違法放流

ブラックバス（オオクチバス、コクチバス）は 2005 年、外来生物法できびしい規制のかかる特定外来生物に真っ先に指定された。それによりブラックバスは生息域を広げてはいけな魚、できれば駆除したい魚として一般に認識された意義はとても大きかったと言える。

その一方、法的な網がかかっても、特定外来生物指定の最大の目的だった「違法な放流をなくすこと」は果たせないまま今日にいたっている。結果として、ブラックバスは外来生物法に

第一次指定されたにもかかわらず、「最も対策の進んでいない特定外来生物」と言われている。何しろ、外来生物法施行前には少なかったコクチバス生息域までもが今日、急速に広がり続けているのだ。

ブラックバスが特定外来生物に指定される際、2つのことに法的規制がかからないことが明らかにされた。ひとつがオオクチバス漁業権、もうひとつがキャッチ&リリースである。

オオクチバス漁業権は外来生物法以前に免許されていたことから、「生業の維持」を理由に継続された。すでに書いたように、山梨県はじつは2003年の漁業権免許切替時に「県としては、積極的にオオクチバスの漁業権を設定すべきではないと考えている」、「オオクチバス漁業権については、国においても外来魚の駆除に対する効果的な対策が検討されており、場合によっては将来設定しなくなる可能性もあることから、漁協に対しそれに対応できる漁場管理体制を求めていくこととした」との考え方を示している。

2013年の切替時にはノーバスネット（2005年設立）は日本魚類学会と同時期に意見書を提出したが、時期すでに遅く、オオクチバス漁業権免許が返上されることはなかった。そこで今年度の切替に当たり、2020年頃から活動を開始したという経緯がある。

今回の切替に当たり、最も影響が大きかったのは、2022年の外来生物法改正法の成立に当たり、附帯決議にオオクチバス対策の見直しが書き込まれたことだ。これは、今回の漁場計画について協議が行われる中で、県からもたびたび言及されている。附帯決議にオオクチバス対策の見直しが記載された背景には当会の活動の影響もあったと言えるだろうが、外来生物改正法について議論する中で関係者がその必要性を訴え続けてきたことが功を奏したと考えている。そうした関係者の努力により、「最も対策の進んでいない特定外来生物」ブラックバス規制の膠着した状況が、ひとつとはいえ動いたのである。

小さなバス問題、小さくないバス問題

そのことは私たちにとっても喜ばしいことであり、今後もその推移を見守っていくことになると思うが、オオクチバス漁業権だけでブラックバス対策が進むわけではないことは、バス問題に関心のある人ならだれでも理解されているだろう。

では、何をすれば対策は進むのだろうか。そのひとつは私見だが、前述した「法的な規制のかからない」もうひとつのこと、キャッチ&リリースの見直しではないだろうか。

現状、バスを釣ること、釣ったあとにリリースすることには規制がかからない。これは「特例」として認められているわけではなく、そもそも外来生物法全体のベースに、「間違っただけで捕獲した場合、その場所に戻すことは外来生物法違反に当たらない」という考えがあるためだ。子どもがたまたま捕獲した、危険な生き物を捕獲して処理できない、といった場合を想定しているのであり、同じ場所に戻せばプラマイゼロで、増やしたことになるのではないと考える。

だから、ブラックバスも釣った場所に戻すのは外来生物法違反に当たらないわけだが、ブラックバスが特定外来生物に指定されたとき、釣り関係者からの反対があまりに多く、かつ、「キャッチ&リリースを禁止するなら、釣り人は協力しない」といった発言も相次いだことから、「キャッチ&リリースは可能」というコメントが出され、あたかも特例であるかのように思われてきたにすぎない。

とはいえ、釣るのもOK、放すのもOK、さらに「誰かがブラックバスを放して作ってくれた釣り場」を利用することもOKという現状が、違法放流の撲滅を妨げていることは明らかだろう。いったん違法放流されて繁殖したオオクチバス、コクチバスの駆除が困難であることも、「放した者勝ち」「利用した者勝ち」という印象を強めていることは間違いない。

しかし、ブラックバスが日本中に野放図に閤放流されてきた1970年代～90年代とは違い、

今日、「放した者勝ち」にはならない社会状況がある。まず、外来生物問題は世界規模の対策が求められている。外来生物法はそもそもこれを受けてつくられたわけだが、今回の外来生物法改正法には各主体による防除の円滑化が盛り込まれ、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務が明示されている。駆除を継続することで外来魚を一掃したり、低密度管理を実現する水域も、わずかずつだが出てきている。20年の流域ぐるみの防除活動の末、希少種ゼニタナゴを復活させた宮城県伊豆沼・内沼のような例もある。

もう一度附帯決議をじっくり読んで、現在の社会状況を反映したブラックバス対策を考えることが、今後必要なのではないかと考える。というわけで、末尾になるが、改めて2022年の外来生物法改正法の附帯決議を掲載させていただく（関連部分のみ抜粋）。

＜特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議＞
「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

六 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること」

たくさんの社会的課題がある中で、ブラックバス対策が小さな問題であることは、この問題に関わるすべての人が重々承知している。その一方、全国規模で生息している魚をどうコントロールするかということは、今後を考えても決して小さな問題ではないとも考える。多くの皆さんと一緒に考えていただければありがたい。

●オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ（概要版）

山梨県ホームページより

